様式第4号（第4条関係）

養育医療給付不承認決定通知書

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

　　　　年　　月　　日付けで申請された養育医療給付について、次の理由により不承認と決定しましたので通知します。

理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（丸亀市長に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する丸亀市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において丸亀市を代表する者は、丸亀市長となります。）